

# 次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記

土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

トラブルを未然に防ぐためにも早めに相続登記をしましょう。



サガンよしのちゃん  
佐賀地方法務局イメージキャラクター

## 相続登記をしないと発生する様々な問題

売却して現金化したいが売買による移転登記ができない

災害復旧のための工事をしたいが所有者と連絡がとれない

空き家の所有者との交渉ができない

用地買収の話がもちあがったため兄弟間で争いになった



サガンよしのちゃん  
佐賀地方法務局イメージキャラクター

第2次相続、第3次相続が発生して連絡がとれない法定相続人がいる

再開発計画地の地権者との交渉が進まない

連絡がとれず森林が荒廃

相続人から依頼を受けた司法書士(国家資格)は、法務局へ登記の申請をすることができます。

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00207.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html)

法務省ホームページ「申請書の様式」

<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html>

佐賀地方法務局ホームページ「登記相談予約制のお知らせ」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/saga/page000045.pdf>

佐賀地方法務局

# 土地や建物の「相続による所有権移転」登記は、 不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士がすること

法務局がすること

